

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2-10-15
評価実施期間	平成26年8月1日～平成27年1月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立中根保育所 ノダシリツナカネホイクショ		
所 在 地	〒278-0031 野田市中根30-1		
交通手段	アーバンパークライン野田市駅下車徒歩8分		
電 話	04-7122-5741	F A X	04-7122-5741
ホームページ	特になし		
経営法人	公立公営		
開設年月日	昭和40年4月1日		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域	原則、野田市に居住していること(住民登録されていること)								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	11	30	46	45	51	53	236	9月現在	
敷地面積	4859.01㎡			保育面積			570.16㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	野田市が作成する年間保健計画により実施								
食事	完全給食(但し、土曜日のみ3歳以上児は弁当持参)								
利用時間	午前7時から午後7時まで								
休 日	日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	近隣の小、中学校の体験学習、高齢者とのふれあい								
保護者会活動	運動会、なかねっ子まつりの参加、写真撮影等								

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		17	51	68
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	33	1	0	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	7	26	
	所長			
	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市市役所保育課に入所申込み	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝祭日、年末年始は除く)8時30分から17時15分	
申請時注意事項	児童と保護者とで面接	
サービス決定までの時間	入所希望月の前月の10日までに申込み、15日頃選考	
入所相談	野田市役所保育課または保育所にて随時行う	
利用代金	保育料は基本的に所得(所得税額)によって決定	
食事代金	3歳以上児のみ主食費として400円/月	
苦情対応	窓口設置	受付 堀江京子(主任)・ 対応 福井芳江(所長)
	第三者委員の設置	有り

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>一人一人の子どもが保育所生活を楽しく過ごしていく中で、丈夫な体と豊かな感性や創造性が育まれていくような保育を目指す。 また、保護者が安心して働くことができるように支援し、保育所と保護者が共に子どもの健やかな成長を育んでいけるよう努める。</p>
<p>特 徴</p>	<p>住宅地にあるにもかかわらず、比較的広い園庭がある。また園庭には子ども達を見守るかのように大きなイチョウの木が存在しているのが特徴的である。そのような環境のもとで異年齢児との交流など家庭的なふれあいを取り入れながらやさしく豊かな感性が育つよう保育を行っています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>0歳から5歳まで9クラス子どもたちが自由に活動するなかで自立心を養い、更に温かく思いやりのある心と創造性のある子を育てていけるような保育をしています。 また、広々とした園庭がありますので戸外遊びを積極的に取り入れることにより明るく元気に、そして地域の方々との交流をもつことで社会性を学べる保育を実践しております。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1、遊びや生活の中での異年齢交流を通して優しさや思いやりの心を育んでいる</p> <p>3歳児以上のお誕生会に未満児も参加して、一緒に歌ったり室内ゲームを楽しむなど異年齢交流の場を設けている。また、園庭では年齢を超えて一緒に遊んだり、年長の子どもが砂遊びや三輪車遊びで年少の子どもに順番を譲ったり、年少の子どもが転んだ時にいたわりの言葉を掛けるなど、異年齢交流を通して優しさや思いやりの心を育んでいる。</p>
<p>2、運動遊びと食育指導で丈夫な体作りを目指している</p> <p>広い園庭には、固定遊具の登り棒や太鼓橋、鉄棒、円柱、タイヤを使った遊具を配置し、全年齢が登る、滑る、跳ぶ、くぐる、渡る、走る等全身の運動機能を使った遊びをしている。食育計画に基づいた野菜の栽培や皮むき、クッキング等の他、旬の野菜を生かした献立と行事食に力を入れ、食材に親しみ食べる事への興味関心を高めている。全職員が協働で、運動や食事を通して丈夫な体作りを目指し取り組んでいる。</p>
<p>3、保育課程に地域に根差した保育所の役割づくりを掲げ子どもの育成にも繋げている</p> <p>保育課程に「地域の実態とそれに対応した事業・行事」を明示し、内容として子育て支援事業、子育て情報の提供、園庭解放、職員を年3回派遣する食と遊びの講習会、高齢者ふれあい事業等を掲げている。保育所と地域の子どもたちは、神社の夏祭りで神輿担ぎや保育所の運動会で玉入れを共に行うなどの交流する機会を設けている。高齢者との花壇づくりやコマ回し、紙飛行機作り等の伝承遊び、園庭開放日に来所する親子とも触れ合う場があり、子どものコミュニケーション力や社会性を育んでいる。地域との関係を大切に考え、様々な機会を通して子どもの育ちにも反映するように取り組んでる。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>1、人材育成につながる「個別育成計画」の作成が望まれる</p> <p>市作成の「人材育成に関する基本方針」に基づき、人材育成につながる職種別・役割別の研修計画を策定し、正規保育士・臨時保育士・長時間保育指導員・調理員対象の職種に応じた市保育課研修を定期的実施している。今後は「自己評価」「能力評価」の評価制度を活用して職員個々の能力・レベルに応じた「個別研修計画」や職員の人材育成につながる「個別育成計画」の作成が望まれる。</p>
<p>2、保護者と保育所職員及び保護者同士の交流を更に充実していくことを期待する</p> <p>一人ひとりの保護者との日常的な情報交換は、送迎時での会話や連絡帳、クラスノート等で情報共有を図っている。今後、保育参観や保育参加、懇談会の実施回数及び方法を検討するなど保護者とのコミュニケーションや保護者同士の交流を更に充実すると共に保護者の質問や要望を汲み取り個人面談の実施を検討することも期待する。</p>
<p>3、所内での研修体制を確立し職員の育成を期待する</p> <p>所長・主任保育士を助言者とした層別研修(経験年数や保育内容別)の体制を確立し、定期的にテーマ別研修の実施を位置づけ、保育内容や子ども観、子どもの発達、保育の取り組み方等忌憚なく話し合うことで、時代に即した保育の在り方を探ることが出来ると思える。テーマに即した意見を言うことで、自からの保育観や関わり方を振り返る機会となり、新たな取り組みや方向性を学ぶ機会となる。保育は人が営むために人材の育成が急務であり、早急に取り組むことを期待する。</p>

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

### 第三者評価を受けての検討事項

#### 保護者への周知

・保育の理念、保育目標、基本方針、キーワードについては全て文書にして新年度や入所時に全家庭に配布しお知らせする。

・苦情解決システム、個人情報に関する取組について文書にして配布する。

#### 記録の方法について

・月案の活用・・・日誌と一緒にすることにより日々の保育に活かしていくようにする。

・日誌の項目について・・・目標(ねらい)を掲げ活動に反映し、記事については保育士の振り返りとして明日に繋げていくようにする。

・月の個別指導計画に評価、反省欄をつくり翌月に反映する。

・障害児の記録については、年間保育計画をたて個別の対応を図る。

#### 保育について

・全ての活動・・・一人ひとりの要求に見合った保育「待たせる」「大人が子供を管理する」保育を見直し、子どもが要求することを自由に楽しみ自由に行動し、子どもの発想を大切にできるよう保育士が様々な工夫をしていく。

・園外の散歩や地域との交流を積極的に取り入れ保育所の理解を得られるようにしていく。

#### 今後の提案

・個別面談や懇親会を実施し、個別の対応や保護者同士の情報交換の場を提供することにより、保護者支援を図る。

・園庭開放の取り組み方法を見直し、地域の人々との交流を積極的に図り、保育所のアピールをしていく

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				実施数	未実施数	
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	1	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計	126	3		

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目      整備や実行が記録等で確認できる。      確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p> <p>(評価コメント) 野田市の保育の理念、保育目標、保育の基本方針に基づき、中根保育所として「ゆたかなかわり、家庭的な保育、地域との交流」とのキーワードを作成し、「中根保育所のごあんない」に明記している。理念、目標、基本方針を明文化したキーワードで保育所の目指す方向性を示し一覧表にして配布して保護者が理解できるようにしている。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p> <p>(評価コメント) 理念や基本方針は年度初めの「保育準備のための会議」で全職員が読み合わせ確認し合い、保育課程の作成や指導計画を具体的に示すことで、理解を深めるよう努めている。保育の理念、目標、基本方針と当保育所のキーワードを事務室と各クラスに掲示し、常に意識して行動するよう心掛けている。毎日夕刻ミーティングで日々の行動について話し合い、指導計画の実践を振り返り、より理念に基づく行動が出来るように努めている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p> <p>(評価コメント) 入所時に「保護者のみなさまへ」を配布し、野田市の保育理念・目標・基本方針と具体的に取り組む中根保育所のキーワードを説明している。保育参観日に実践面の取組を保護者に説明している。保護者に配布する「毎月のたより」や日々の連絡帳、クラスノートで活動や目標、日々の生活の様子など具体的な実践状況を伝えるようにしている。「方針や目標を知ってますか」についての保護者アンケート結果、「はい」の回答は67%であった。保護者全てに理解して頂くための伝達方法などを工夫することを期待する。</p>
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p> <p>(評価コメント) 中長期計画、年度事業計画は、待機児童解消などを課題として野田市保育課で作成している。当保育所として年齢に応じた適切な指導計画を基に保育を展開するとともに、特に地域の実態とそれに対応した事業・行事として園庭開放・テレフォン相談・高齢者ふれあい事業を計画し実行している。人材育成を課題としており、職員個々の能力・レベルに応じた「個別研修計画」や「個別育成計画」を作成し、計画的に人材を育成していくことが望まれる。</p>
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p> <p>(評価コメント) 保育に関する方針や計画は、毎月の職員会議で所長・主任初め全職員で話し合って決める仕組みとなっている。各クラス担当職員や年齢ごとの担当者が計画や実践、行事の反省等を自主的に話し合いをしている。クラス担当正職員がこれらの話し合いを基に毎月の実施状況の評価反省を取りまとめ、翌月の計画を担当職員と話し合って決めている。重要課題等については職員会議に提案し全職員で話し合い情報を共有し解決に向け取り組んでいる。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p> <p>(評価コメント) 理念の実現や質の向上に関しては、「保育の理念・保育士のあるべき姿」の所内研修や「子どもの理解と保護者との関係作り」について外部研修受講者が伝達研修を行う等、職員の質の向上に取り組んでいる。所長は、職員一人ひとりの日常の保育の中で工夫や頑張りが見られた時はタイミング良く誉め意欲を伸ばすことを心掛けている。毎日夕刻の引き継ぎミーティングを活用し職員同士が互いの保育について活発な意見交換し合う場とし、また全職員が全クラスの状態を知る場ともなっている。所長はこのような職員同士が話し合える機会を通して保育についての良いアイデアや工夫を互いに認め合い声を掛けあえるような職場を目指しその実現に取組み働き甲斐の向上に努めている。</p>

7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント)職員は公務員倫理規定に沿い公務員として公平な立場で、子どもの最善の利益の尊重とプライバシー保護を第一に保育の提供を行っている。職員会議等で「全国保育士会倫理綱領」の読み合わせを行い保育士の責務と倫理についての理解・実践の周知を図っている。所内では所長による「倫理綱領」をテーマとした全職員対象の研修を実施している。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)人材育成の目的・方針・研修体制・自己啓発などが明文化された「人材育成方針」や職員の役割と権限を明確にした「職務分掌規程」が野田市において作成されている。保育理念・子どもの発達援助などについての「自己評価」を年2回実施し管理職と職員の面談の資料として活用している。また年度末には、仕事の質・能力・態度についての「能力評価書」を管理職経由で保育課に提出している。今後、評価最終結果や評価者意見を職員に説明するなどの取り組みが望まれる。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)2人の主任保育士が職員の希望を取り入れ調整し正職員・非常勤職員の勤務シフトを作成し、有給休暇・時間外労働のデータ管理も行っている。運動会の準備や日常の残務整理、保護者対応など時間外にかかる業務は職員配置を工夫し、できる限り就業時間内で対応できるように配慮している。日頃から職員間のコミュニケーションを図り相談しやすい職場作りをこころがけている。有給休暇・リフレッシュ休暇も積極的に取得するようにしている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)市作成の「人材育成に関する基本方針」には人材育成につながる職種別・役割別の研修計画が策定されている。管理者へのメンタルヘルス研修や正規保育士・臨時保育士・長時間保育指導員・調理員対象の職種に応じた市保育課研修を定期的実施している。職員会議では所長・主任保育士による保育所の理念・障がい児対応・衛生管理など、テーマを工夫した所内研修も実施している。また、保健担当職員と看護師を中心に嘔吐の処理や下痢便のオムツ交換の仕方などのシミュレーションを行うなど現場研修も行っている。現在実施中の「自己評価」や「能力評価」を個別育成計画につなげていくことを期待したい。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)全職員で子どもの人権について「保育者の手帳」や「保育指針」の読み合わせを行い、職員のことばの暴力や無視がないようお互いが確認合っている。子どもの人権擁護をテーマにした年1回の市保育課研修には、臨時保育士を含め全職員が参加し権利擁護に関する理解を深めている。月1回の発育測定時や午睡前後の着替え時に看護師・担任保育士が子どもの身体を観察し、けがや傷に注意を払い不審に思う場合は保育課・児童家庭課への報告・対応を取る体制が整っている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)「入所のしおり」やクラスの掲示物等に個人情報の取扱いについての利用目的を明示している。職員会議では「個人情報取り扱い状況チェックシート」を使って個人情報の取扱・管理状況の読み合わせを行っている。個人情報に関わる事例が発生した際は実例を通しての具体的な研修を実施し個人情報保護の徹底を図っている。緊急連絡網は災害時・運動会など限定した場合のみに使用する旨をクラス懇談会などで保護者に説明し了解を得ている。		



13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)日頃から保護者とのコミュニケーションを大切に、送迎時や朝の駐車場では職員が積極的に保護者に声かけをして要望を聞き出すように努めている。保育参観後に開催するクラス懇談会で保護者からの意見・要望を聞き、様々な要望を聞くようにする他、個別の相談にはいつでも対応できる旨も伝えている。所長初め職員も保護者にいつでも事務室に来てお話し下さいねと声を掛け、気軽に相談しやすい雰囲気づくりに努めているとのことであるが、保護者への周知方法を更に工夫することを期待する。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)入所説明時やクラス懇談会時に苦情相談受付の仕組みについて保護者に知らせている。玄関ホールには「苦情解決システムの仕組み」を掲示し「苦情受付書」も整備しているが、保護者への周知を更に図っていくことが望まれる。登所時の受け入れ態勢や散歩の頻度などに関する保護者からの苦情・意見に対しては真摯な対応に努めている。できることは早急に対応・解決し、検討を要する内容については所長・主任保育士で整理したうえ、市保育課と相談している。苦情解決の結果は速やかに保護者へフィードバックし理解を図るよう努めている。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント)自己評価は全職員対象に、10月と2月の2回実施し職員1人ひとりの質の向上に繋げるようにしている。対象を保育士 給食関係等 長時間保育指導員に分け、評価の内容や項目を変えている。保育所全体の自己評価は、全職員の自己評価を基に、保育理念、子どもの発達援助、保護者に対する支援、保育を支える組織的基盤等の内容を、所長と主任保育士で検討し改善に繋げている。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	業務の基本や手順が明確になっている。 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 マニュアル見直しを定期的に行っている。 マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント)危機管理・児童虐待等の各種マニュアルは、事務室と保育室に配置しいつでも活用し易いように整えている。職員は、千葉県保育協議会発行の「保育者の手帳」を所有し、迷った時や確認したい時にいつでも読み返し、実践していることと関連付けて振り返る等活用している。消毒の方法や避難訓練、災害時の対応等に関しては、市のマニュアルを当保育所独自に見直し作成している。子どもの援助の基本姿勢のマニュアル化や既存のマニュアルの見直し等、整備を更に進めることを期待する。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント)問い合わせや見学は、利用希望者の知りたい情報に応じ分かりやすく知らせている。電話での問い合わせや見学希望者等には、所長や主任保育士が適宜対応している。見学は、保育所での子ども達の様子が見られる9時30分頃から、給食や保育の様子等を説明を加えながら案内している。感染症等の配慮から保育室外からの見学を基本としている。資料として、保護者の皆様へや当保育所のご案内を提供し、希望に応じ献立表や栄養だより、保育所生活に必要で準備する物等も配布している。問い合わせや見学できることを何らかの形で地域へ情報を提供することが望まれる。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント)4月入所決定者への説明は、3月下旬に全体説明会と個人面接時に実施している。全体会は、入園のしおり等の資料に基づき、保育の理念や保育目標、行事予定、一日の保育の流れ、給食、保健衛生等の保育所の基本事項の説明と職員紹介を行っている。資料は、4月の園だよりや献立表、栄養だより、保健だより等も配布し、入所後の保育所生活が分かり易いよう細やかに配慮している。個人面接は、家庭生育歴調査票に沿って、子どもの食事、排泄、遊び等の生活に関する事、食物アレルギーやひきつけ、脱臼等健康面で特に配慮を必要とすること、保護者の意向確認等をして保育に活かしている。保育所生活に必要で4月に持参するものについては大きなボードを使用し見本を提示する等判りやすく工夫している。年度途中入所者の説明と面談も、同様に随時実施している。		

19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は、野田市の保育理念、保育方針、保育目標を基に作成している。年度初めの職員会議において保育課程を見直し確認している。全職員に理念、目標、保育士のあるべき姿や子どもの最善の利益の研修を行い、保育課程についての共通理解と認識を持てるように努めている。当保育所のキーワードと掲げている三点を保育課程の中に位置づけることで目指すことが更に具体的になると思われる。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、年齢別年間指導計画とクラス毎に月の指導計画を作成して、各クラスと事務室に置き活用している。混合クラスは異年齢の計画を参考に2通り作り、3歳児未満児と特に配慮の必要な子は、個別指導計画を基本としている。計画を実践して改善に繋げるためには、日々、保育の振り返りが求められる。担任全員でねらいに沿って、子どもの育ちで何を大事にするか、保育者の関わり方はどうだったか、環境設定は適切だったか等、日々振り返ることで更なる改善が期待される。そのためには毎日の保育日誌にねらいを明記しておくことも必要と思われる。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 好きな遊びができる場所が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 保育士は子どもが安心して自由に遊べることを最も大切に考え、子どもの意思や希望を聴くことに努め一人ひとりの特性を把握しチームでの保育を心掛けている。発達過程に応じた玩具や本は、自分で自由に取り出せるように子どもの手の届くところに置いている。色鉛筆・クレヨンも自分の好みで選択し絵を描くなど、子どもの視点に立った工夫をしている。その日に作ったブロックや粘土での制作物は翌日まで保存しておき、「明日も続けてやってみよう」との気持ちを持てるように、子どもの意欲と自発性につながるよう配慮している。また、広い園庭にはタイヤを利用したトンネルや園児の興味のある昇り棒・平均台・フラフープなどを備えている。園児が好きな遊びを自分で選択し遊びのびのびと遊べるように配慮し丈夫な身体作りにつなげている。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 3歳以上児は全クラス一緒に近隣の神社や公園まで散歩に出かけ季節の植物などの自然に触れ、落ち葉やドングリ・松ボクリを利用して作品を制作している。未満児は外気浴や気分転換などで保育所周辺の散歩をしている。今後、職員配置を工夫して少人数での散歩の頻度を高めていくことが望まれる。2歳以上の園児は、保育士と一緒にカブトムシの飼育や蝶の卵が孵化し元気に成虫で飛び立つ姿までを観察する他、昆虫に触って餌をやり世話をすることで、生物に対する優しさや思いやりを育む機会を保育の中に取り入れている。また、地域の子どもたちとは、近隣の神社のお祭りでの神輿かつぎや運動会での玉入れを一緒に楽しんでいる。5歳児は、福祉センターの高齢者と花壇づくりやコマ回しや紙飛行機作りなどの伝承遊びを通して交流を図っている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合は、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 散歩時の交通ルールや毎日の挨拶などの社会的ルールが身につくように配慮している。すべり台の順番を守り小さい子どもへ順番を譲るなどの思いやりにつながる「健康な心づくり」の支援に力を入れている。言葉でうまく伝えることができず玩具の取り合いなどのトラブルが発生した場合は、保育士は両者の話を聞きお互いの思いを代弁し、見守りをしながら子どもたち同士での解決に向けての仲立ちを心掛けている。3歳以上児のお誕生会には未満児も参加し一緒に歌を歌う他、室内ゲームなどを楽しんでいる。園庭での砂遊びや三輪車遊びでは年少者に譲る、転んだ時のいたわりの言葉かけ、入室の際は小さい子の靴の着脱を手伝うなどの場面もみられ、異年齢交流の中で人への優しさや思いやりの心を育てている。		

24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。          個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。          個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的話し合う機会を設けている          障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。          必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。          保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 配慮が必要な子どもには、子どもの得意な分野やプラスの面を大切に保育に努めている。一人ひとりの人間性を育くみ自己発揮できるように全体での情報の共有や支援を図っている。個別指導計画は月毎に作成して、子どもの姿や援助と配慮・保護者支援についてきめ細かく記述している。特別支援学校の職員の協力のもと、全児童の様子を観察と巡回が行われ今後の支援方針等についての助言相談する仕組みがある。また保護者とは個別連絡帳での情報共有を図っている。主任保育士が年1回「発達障がい児研修」に参加し研修レポート作成し、職員会議で全職員対象に研修内容を説明し支援・援助に対する理解を深めている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。          担当職員の研修が行われている。          子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント) 長時間保育では温かい言葉かけで、子どもが安心して最後までゆったりと遊べるような個別対応を心掛けている。3歳以上児・未満児は延長保育の18時には2つのクラスに移動し、保育室でおやつをゆっくりとした気分で楽しみ、紙芝居などで落ち着いて過ごせるように配慮をしている。常に清潔な環境づくりを心掛け、正職員が2つのクラスを巡回し安心・安定して過ごせるように努めている。保護者には「引き継ぎノート」を利用し伝言や発達の様子、体調の変化、怪我など細かく伝えている。市主催の年1回の長時間保育指導員を対象にした研修では「体調の悪い子の対応」や「紙芝居の演じ方」などのテーマで研修が行われ全員が受講している。また毎月1回延長保育時間前に長時間保育指導員を対象として所内研修を実施しその時の課題や伝達内容について話し合いをしている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。          保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。          就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント) 連絡帳やお便りノートには、家庭から就寝・起床・機嫌・排便・朝食内容等の情報が記入してあり、保育所からは、睡眠・食欲・残した食事内容・排泄・機嫌などを記入して、家庭と保育所との情報共有を図っている。全ての保護者が対象の保育参観時には、クラス懇談会も同時に開催し、保育内容理解や子どもの発達状態等の確認と理解の場としている。保護者からの育児に関する相談は随時対応しているが、子育て支援の方法などの個別面談の実施は今後の課題である。小学校の運動会などの行事参加や年長児の就学前の訪問など積極的な交流を行うと共に、子どもの育ちを支えるための保育所児童要録は、保護者の了解を得て小学校に送付している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。          保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。          子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント) 市立保育所共通の「保健年間計画」には、子どもの健康に関する月間目標・保健指導・行事・健診実施要領等について記載されている。嘱託医により年2回の内科健診、年1回の歯科検診が実施され、「内科健診結果のお知らせ」を保護者に報告している。登所時及び保育中に体温・食事・排便・睡眠などの健康観察を行い「健康状態記録簿」に記録している。また、週3回勤務の看護師は各クラスを巡回し観察することによって子どもたちの健康状態の把握に努めている。市作成の「虐待マニュアル」に沿って月1回の発育測定時や午睡前後の着替え時に看護師・担任保育士が子どもの身体を観察し、疑いのある場合は所長に報告し経過観察後、保育課へ連絡する体制が整っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。          感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。          子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント) 保育中の傷害の発生や体調不良時は看護師が適切な初期対応を行い、保護者への連絡と同時に医師と相談し受診などの適切な対応を図っている。市保健所からの感染症の情報は「保健便り」等で保護者に適時伝達している。保健担当職員と看護師を中心に感染症マニュアルに沿って嘔吐の処理や下痢便のオムツ交換の仕方などのシミュレーションを実施している。また嘔吐した場合の処理係、吐物の処理係、他の子を避難させる係に分担し、それぞれの具体的な対応手順を明示している。保護者からの服薬依頼の際は、「服薬依頼書」と1日1回分の薬及び説明書のコピーを担当職員が受取り、受領者サイン・服薬時間・与薬者サインを記録し安全な与薬対応を行っている。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント) 年齢に応じた「食育計画」を栄養士・調理員・保育課で作成し、年度末に目標に対する評価を行い今後の課題を保育課と相談の上、次年度の計画につなげている。3歳以上児は食事の大切さを知り食材に触れる・仲間と楽しく食べることを目標にしている。未満児は友達との楽しい雰囲気の中で自分で食べようとする意欲を持つことを大切にしている。食育計画に基づいて、3歳以上児は野菜の栽培やニンジン・枝豆・トウモロコシなど野菜の皮むきや牛乳を使ったおやつ作りの体験をしている。誕生会にはタケノコ・菜花など旬の食材を使い色取り・形状に工夫した献立を考え、野菜を使ったカレー・パイキングなど園児が楽しむ給食を提供している。食物アレルギー児には医師の診断書をもとに調理師・看護師・担任保育士が保護者と面談し「アレルギー用除去チェック表」にて厳格な確認を行っている。アレルギー食専任の調理員は個別の「調理指示書」に基づき代替・除去食品の調理を行い少しでも疑問に思った時は使用しないことを徹底している。個別トレーを使用し、調理員・受取者のサイン確認や職員同士の確認を徹底し受け渡しの記録も管理している。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント) 保育室ごとの温度・湿度を1日3回チェックし、保育日誌に記入し適切な環境の保持に努めている。手洗い・うがい時には、全園児がペーパータオルを使用し感染防止を図っている。0歳児のオムツ交換は所定の場所にビニールを敷いて行い、その後アルコール液等で消毒を実施している。またトイレや保育室内には「嘔吐グッズ」が備えられ、下痢嘔吐時のシート等の消毒は担任が行い衛生管理に努めている。室内の整理整頓・清掃は担任が行い、玩具・ドアノブの清拭やトイレ・室外清掃は専門職員が毎日実施し、「清掃チェック記録」で管理して保健的環境の維持に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</p> <p>事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</p> <p>設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</p> <p>危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント) 毎朝、園庭の安全確認を行うとともに、毎月遊具など保育室内外の設備をチェック表で確認・点検をしている。事故対応マニュアルを整備し、緊急時の事故に備え連絡先と救急車の呼び方等を電話前にも掲示し、誰でもがすぐに対応できるようにしている。事故発生時は対応と事後処理や検証をし、その日の夕刻ミーティングで職員に周知し事故の再発防止に努めている。不審者侵入対策には特に力を入れ、合言葉を決め通報避難訓練を実施している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</p> <p>定期的に避難訓練を実施している。</p> <p>避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</p> <p>立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</p> <p>利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 災害時マニュアルに、職員の役割分担を通常と長時間保育用の自衛消防組織編成表で明示している。避難訓練は地震と火災を想定し、朝の受け入れ時や午前中、午睡中や時間外保育中等と色々な時間帯や場面を想定して毎月実施している。昨年のも巻発生を教訓としガラスの破片対策として上履きを部屋に用意した。非常時には隣接する福祉センターを避難場所として借用することを保護者にも周知している。避難通路を消防自動車の絵を貼って子どもに判り易くする工夫をしている。災害時対応として食品や着替え、薬品類等の備蓄品も用意している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。</p> <p>子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 地域の子育てニーズは、市内保育所の定例所長会で、情報交換をして把握に努めている。テレフォン子育て相談や、月に一度10時～11時まで園庭開放を実施している。来所保護者は子どもと保育士の関わりの様子から子育てのヒントを得たり、色々な子どもを見ることによって個性や発達の違いを知る等学びの場にもなっている。子育ての相談に応じる他、地域子育て支援センターの情報提供も行っている。花壇作りや園庭の清掃など高齢者や地域ボランティアの方との触れ合い、運動会やなかねっ子まつりに地域の方に来所して頂いたり隣の神社の祭に参加する等地域との交流を図っている。</p>		